

(第一類 第八号)

第六十六回国会  
衆議院

農林水産委員会議録 第八号

（一六〇）

平成十九年三月二十九日(木曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 西川 公也君

理事 岩永 峯一君 理事

理事 近藤 基彦君 理事

理事 並木 正芳君 理事

理事 松木 謙公君 理事

理事 赤城 德彦君 理事

理事 伊藤 忠彦君 理事

理事 小里 泰弘君 理事

理事 岡本 芳郎君 理事

理事 斎藤 斗志二君 理事

理事 中川 泰宏君 理事

理事 丹羽 秀樹君 理事

理事 鳩山 邦夫君 理事

理事 福井 照君 理事

理事 古川 賢久君 理事

理事 森山 裕君 理事

理事 小平 忠正君 理事

理事 佐々木 隆博君 理事

理事 高山 智司君 理事

理事 菅野 鷺尾英一郎君 理事

理事 渡辺 力夫君 理事

農林水産大臣 利勝君

農林水産副大臣 山本 拓君

農林水産大臣政務官 永岡 桂子君

農林水産大臣政務官 福井 照君

農林水産委員会専門員 渡辺 力夫君

渡部 篤君  
岡本 充功君  
仲野 博子君  
山田 正彦君  
近藤 洋介君  
園田 康博君  
鶴尾英一郎君  
飯島 夕雁君  
西本 勝子君  
渡部 篤君  
岡本 充功君  
仲野 博子君  
山田 正彦君

西本 勝子君  
園田 康博君  
鶴尾英一郎君  
飯島 夕雁君  
西本 勝子君  
渡部 篤君  
岡本 充功君  
仲野 博子君  
山田 正彦君

同日 辞任

補欠選任

び地域間交流の促進に関する法律案を議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。  
○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございま  
す。福田昭夫君。

○福田(昭)委員

民  
主  
党  
の  
福  
田  
昭  
夫  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す。

まず、松岡大臣ですけれども、いかがでしよう

か。一晩寝て、気持ちが変わったかどうか、

ちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、き

のうの大臣のお話を伺っておりますと、総理がや

めないでぜひ頑張ってくれと言うからやめないん

だ、こう聞こえたんですが、それでよろしいんで

すか。

○松岡國務大臣 やめないで頑張ってくれ、そ

ういうことではなくて、しっかりと職務を果たして、

そして負託にこたえていくように、このような御

趣旨だと受けとめております。

○福田(昭)委員 キのうの答弁からはそう聞こえ

なかつたんですが、総理がどうしても大臣にやめ

られたんじゃ都合が悪い、大臣がもしやめるよう

なことになつたんじゃ安倍内閣ががたがたになつ

てしまふ、とても七月の参議院選までもた

ない、したがつて、ぜひとも次の内閣改造まで頑

張つてくれ、こういう話なんじやないかなと私は

思つてゐるんですね。

多分、自民党的皆さんの中にも、安倍内閣はそ

んなにもたないぞ、そろそろこれは危ないかなと

思つてゐる人はたくさんいると思うんです。(発

言する者あり)大きなお世話かもしれません。

そんな中で、では、実際、やめてみるとよくわ

かると思うんですね。ですから、何としてもこれ

は松岡大臣にはやめないでほしい、やめたん

じゃ、安倍内閣、すぐがたがただ、そういうこと

は本委員会に付託された。

○西川委員長 これまでの会議を閉めます。

委員の異動  
三月二十九日  
辞任  
飯島 夕雁君

補欠選任  
富岡 勉君

内閣提出、農山漁村の活性化のための定住等及

第一類 第八号)

は思つてゐるわけであります。が、農水副大臣はどういう評価をしてゐるのか、教えていただきたいと思います。

○山本(拓)副大臣 先生御案内のとおり、元気な地域づくり交付金は、今までに千地区ほど交付をいたしまして、それそれに効果を上げていると思つております。

たた  
△ 後さらに地域の沿岸漁業者による人たちの企画で行つていただこうという趣旨でござりますので、ということであれば、できるだけ手続を簡素にする必要がある。いわゆる今までの交

付金ですと漁業であれ林業であれ農業であれ、別々な申請手続が必要でしたけれども、これを今回の改正によって一本化をさせていただいた。そして、今までのものはすべて県を通じて行つておりましたが、今回の法案においては、県からも共同でできますが、市町村、自治体独自で国に対し申請ができるという方向で変えさせていただいたところでございます。

反対しているというお話をいたしましたが、きょうは、その資料を持ってきましたので、ちょっとお読みをしたいと思います。

これは、地方六団体が昨年の十一月の三十日に発表した新地方分権構想検討委員会最終報告書の中身であります。

「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」とい

わつて いること  
事務手続き面を含め総  
格を持つ交付金を交付し  
道路や区画整理などの整  
して いたもの、面的整備  
ことで 国が関わる範囲  
て いる。  
こう言つて おります。  
そして、最終的に、

この「交付金」については、  
す。「国が法令に基づき自治  
援助資金で、従来の補助金は  
使途についての裁量性は高く  
を皆さん、国の、農林省だけ  
ども、国土交通省を初めます  
ますが、「その使途について  
ているが、依然として国が不  
れが交付金だ、こう言つてお  
まさに、地方六団体は、こ  
ているわけです。

、こう言つておりますが、  
官体等に交付する財政  
に比べて運用上、その  
くなつてゐるが、「こ  
りけじやないですかね  
べての国の官庁であり  
この裁量性は高くなつ  
広く関わつてゐる。」こ  
ります。

全くありません。総務省でも、ない。総務省が今回つくった頑張る地方を応援する補助金、交付税のプログラム、これも全く、国が関与する仕組みです。

そういう意味で、まさに、小泉内閣もそうでしたけれども、安倍内閣になつても、地方分権が何たるかを全く理解していない。そういう今回の予算措置であつたりあるいは法律の改正案たつたり法律の制定だ、私はそう思つております。ぜひとも地方六団体の提言書をしっかりと読んでいただきたい、こう思つております。

そこで、元気な地域づくり計画でありますけれども

ありまして、しつかり地方の意思を、意向を尊重する、またそれを定義づけるという趣旨でもござります。

そういう流れの中で、今までの元気な交付金をということであります。これは先ほども申し上げましたように、ばらばらでやっていたものを、もう既に千力所やっているものはまだ続きますから、新規のをこれから違う方向にということになります。そういう意味では、今まで千力所をやつた結果、現実的には、みずから考えて、そしてみずから知恵を出して計画を立てたところは非常に立派に成功している例が多うございますので、そ

まさに、地方六団体は、  
て  
いるわけです。  
これは、国土交通省であり  
例えば、まちづくり三法  
から直接まちづくりに関与  
し、交付金を交付していま  
この例は、

この交付金化に反対し  
りますが、  
法関連で、国は市町村  
の計画をヒアリングす  
る。

とも地方六団体の提言書をしつかりと読んでいた  
だきたい、こう思つております。  
そこで、元気な地域づくり計画でありますけれ  
ども、元気な地域づくり計画については、國の方  
針としては、三年から五年を目標年次として、計  
画期間が四年以上ある場合は三年度目の年度末に  
中間点検をする、実はこうしていたわけでござい

た結果、現実的には、みずから考えて、そしてみずから知恵を出して計画を立てたところは非常に立派に成功している例が多うございますので、それをさらに加速させるためにも、さらにグレードアップした、また効率のいい、使い勝手のいい制度に変えさせていた、だいたいということでありまして、これを全くやめて違うものではなしこ、さら

市町村のまちづくりについて国が直接関わっていること

事務手続き面を含め奨励補助金と同様の性格を持つ交付金を交付していること

道路や区画整理などの個々の事業を対象としていたものを、面的整備全体を対象とすることで、国が関わる範囲を拡大していること

ますけれども、十七年から始まつて、十七年、十八年、十九年はもうなくなつちやつたんですよ。中間点でそれこそ中間点検をしないうちにこの事業をなくしちやつたんですね。そして、今度新しい交付金制度をつくつたわけですが、これはどうも、余りにもいいかげんだと思いませんか。

○山本(拓)副大臣 まず、先ほどの先生からの御

に使いやすくグレードアップした、整合性のある改革だと思つております。

という点において地方分権改革の流れに逆行している。  
こう言っております。  
そして、最終的に、

指摘の地方六団体の件とも絡むんですが、御案内とのおり、国が進めております、これから地方との地方分権、この議論はそれぞれ時間をかけてやつて、そして、その結論の結果どうなるかとい

手とり足とりやらなくちゃだめだと思う自治体もあるかもしれません。しかし、自治体全体は、実は物すごく能力を持っているんですよ。

変な話をいたしますが、今、実は自治体の、都

自治事務に関する法令の定めは、自治体が地域の特性に応じて事務を処理することができるよう、制度の大綱・枠組みあるいは基本的な基準や他の法令との調整にとどめ、事務の執行基準については全て自治体が自らの判断で条例等で定めることとし、国の個別法令による事務事

うことでありますて、我々として、その前段として、いずれにいたしましても、地域のことは地域の人で考えてやつていただき。

当然、お金が、地方は財源が不足なところがありますから、まずは、今まで長い年月の中で、私も地方議員出身でありますから、先生も行政長の

道府県にしても市町村にしても、四年制の大学を卒業した職員がほとんどになつてきてるんですよ。ですから、国の役所の官僚とそんなに能力に差がないんですよ。官僚が能力があると思っているかもしれないけれども、官僚は現場を知らない。自治体の職員は現場を知っている。この差は

業の執行方法や執行体制に対する義務付け・権限付与等を大幅に緩和すべきである。  
その際、あわせて、交付金を含む国庫補助負担金等の廃止を進めるべきである。  
こう地方六団体は言つております。

経験があるからわかると思うんですが、長い行政の流れの中で、みずから考えるという経験が余り、特に地方の田舎では、ない。そういう中で、まず、そういう訓練、訓練というとちょっと言い方がおかしいですが、今回の法律でしっかりと計画を立ててくださいという中での先行的な法案で

実は大きいんですよ。  
よく話に出ますよ。大体、農林省の役人が、イ  
チゴがどんなところになるんだかわからない、た  
だ机の上で政策を練っているなんという話を聞く  
ことはありますよ。現場を知つていると知らな  
い、まさにこれは大きな差です。知恵を出す。で

すから、そういう意味で、基本的に地方に任せ  
て十分なんですよ。

だから、まさに今回の元気な地域づくり交付金  
なんかも、地方はなぜ使つたかというと、私も首  
長の経験があるからよくわかるんですけれども、  
それはないよりあった方がいいからなんです。そ  
うすると、いかに財源が乏しい中でいろいろな政  
策をやろうと思えば、あるものは何でも利用しよ  
うというのが首長だと思うんですよ。だから、補  
助金より使い勝手がよくなつた交付金はいいよ、  
こう言うんです。これは当たり前です。

しかし、考え方、理念からいつたら、それは地  
方分権に反するよ、おれたちにちゃんと権限と税  
財源を任せてくれたら、おれたちがちゃんとやれ  
るよというのが地方六団体の皆さんですよ。そこ  
を踏み切れるか踏み切れないかが、まさに、地方  
分権に大きく足を踏み出せるか踏み出せないか、  
その差になつていいと思うんですよ。

今、官僚たちが自分たちの権限と財源を守るた  
めに必死になつてていると思います。ここから一步  
踏み出せるか踏み出せないかが問われているんだと私  
は思うんですよ。

そこをしつかり認識していただきたいなと思う  
んですが、いかがですか。

○山本(拓)副大臣 ちょっと誤解のないように重  
ねて申し上げておきますが、地方に能力がないと  
言つておられるわけではなしに、そのある能力で具体  
的に計画を先に立てていただく。確かに財源は、  
普通の事業でいきますと、まずお金がありきでは  
なしに、まず事業計画があつて、そしてこの計画  
を実行するためにどのような資金が必要かという  
ことで、後でお金がついてくるわけでございま  
す。

だから、今のお話で、先にお金を渡せというの  
ではないに、我々としては、事業計画をしつかり  
地域で立てていたら、それに対して交付金をつ  
けていくという手順でありますし、そして、地方  
六団体との、先ほど来お話のあるものについて  
は、これは国全体が、地方分権の議論の中で決定

することでありまして、そこの結果まで待つてい  
てられませんので、それは決まつたら決まつたでそ  
のようすに全体がなるわけであります。

我々としては、来年度の予算の中でそのような  
形で、できるだけ、まずお金ありきというより  
も、事業計画を先に立てるのは地方の皆さんです  
よ。ましてや、今までは県を通じて出していまし  
たけれども、市町村単独で、民間の知恵も入れて  
申請していただければ、それに交付金を交付しま  
すよという、これは逆に画期的な、また地方分権  
の趣旨に沿った法律案だと思っております。

○福田(昭)委員 このことはどうも平行線になつ  
てしまふようであります。

それでは次に、三つ目であります、農山漁村  
活性化プロジェクト、いわゆるこの交付金につい  
てであります。が、この交付金は、まさに元気な地  
域づくり交付金の少し表紙を変えただけというふ  
うに私は思えるんです。

皆さんのお手元に提示させていただきおりま  
す資料、私が出した資料をごらんいただきた  
いと思うんです。

昨日も一枚目、資料の一は見ていただきまし  
たが、これが今回の法律の、絵にかいしたもので  
すね、「農山漁村の活性化」。

その次に資料の二をごらんいただきたいと思  
うです。

この資料の二については、昨年の、平成十八年  
の十一月二十四日に同じ農林水産省の農山漁村活  
性化推進本部が作成した農山漁村活性化戦略なん  
ですよ。

○山本(拓)副大臣 兩方ともいいと思います。  
これは、議論をしている中で整理をするところ  
の十一月二十四日に同じ農林水産省の農山漁村活  
性化推進本部が作成した農山漁村活性化戦略なん  
ですよ。

○福田(昭)委員 どっちがいい、どっちもいいと  
いう話は非常に答えておりませんが、これ  
はだれが見ても、資料の二の方がいいわけですよ  
ね、農山漁村を活性化する上では。

後で申し上げたいと思いますが、次、四点目で  
すけれども、個別事業の予算補助で済むものを、  
この農山漁村活性化プロジェクト交付金につい  
ては、予算補助で十分間に合うわけですね。今  
回、何で法律で補助化をする、その理由をお聞か  
せいただきたいと思います。

○山本(拓)副大臣 御案内のとおり、今回の農山  
漁村プロジェクト交付金を法律補助にしたとい  
うことであります。今回、法律によつて、交付金  
の事業の円滑な実施に必要なわゆる農地転用等  
の手続が簡略化することによって、また法律上の  
特例措置をあわせて講ずるために、交付金を本法  
案に位置づける必要があつたものであります。

要は、御案内のとおり、いろいろな方がいろい  
ろな事業計画を進めていく上で、あくまでもこれ  
は市町村単位で計画を立て、全体の計画の責任  
者は自治体が中心になりますが、その  
も使う、またプラスチックにかかる材料の素材に  
もなる、そういう計画もこれから追加されるところ  
でもございますし、この九つの戦略について  
は、御案内のとおり、地域がみずから考える場合  
に、まず役割を整理したものであります。

また、地域の自然環境を生かした観光戦略、バ  
イオマス、またそれに合わせた、高齢化が進んで  
人材がなかなか集まらないというところもあつ  
て、とりあえずは、団塊の世代の人のアンケート  
で、定年退職になつたら田舎へ行きたいというア  
ンケートの実態がある以上は、そういう人たちが  
移り住んで、長年の経験を地方の農山村の活性化  
に生かしていただき、そういうトータル的なもの  
をそれぞれのチームでやつておられるわけであります  
ので、これはすべて整合性が整つて、どちらがい  
いかというのは、すべて、いい計画で進んでいる  
と思っております。

○福田(昭)委員 どっちがいい、どっちもいいと  
いう意味が私はよく理解できないんですけど  
も、少なくとも、法律にするんだったら、今私が  
申し上げたこの資料の二、より総合的な、やは  
り、それこそ安倍総理の大好きなイノベーション  
戦略もこれには入つてゐるんですね。イノベー  
ション戦略も入つてゐるんですね。それこそ、  
少なくとも、これぐらい包括的な農山漁村を活  
性化するための法律をつくるんならまだわかるん  
ですよ。元気な地域づくり交付金をたたかえす  
るだけのものを法律にする、これは余りにも安易  
じゃないですか。子供だましじやないですか。い  
かがですか。

○山本(拓)副大臣 何遍も申し上げますが、将来  
的には、地方分権法といいますか道州制とい  
う形にならうかと思います。

問題は、今の枠組みの中で、どういう形の、メ  
ンツ論ではなしに、実態的に地方の自治体が、そ  
の地域によっていろいろな経験者とか人的資源の  
種類も違うと思いますので、まずは、我々とし

て、国民の皆さんから預かれた大事な税金をしっかりと交付していくわけありますから、その意味では、現実的な話として、今回のような幅広い交付という形での、裁量権が一步前進したぎりぎりの線でありますけれども、そこからスタートするのが一番現実的であるというふうに理解いたしております。

○福田(昭)委員 それでは、五つ目に入りたいと思います。

品目横断的経営安定対策の導入と農山漁村の活性化についてであります。この品目横断的経営安定対策の導入は、農山漁村の活性化にどのように資するのか、寄与するのか、お伺いをしてみたいと思います。

○山本(拓)副大臣 御案内のとおり、品目横断的経営安定対策というのは、いわゆる認定農業者あるいは集落営農というふうにして、地域の農業のいわゆるプロを育していくことなどございまして。やはり、そういう人たちがまた経営体になりますので、その地域の農地を中心とした営業戦略というか産業政策を立てていただくという、その人づくりという面が一番大きな波及効果だと思っております。

○福田(昭)委員 この品目横断的経営安定対策については、小規模農家、兼業農家切り捨てだ、こういう意見がありますが、いかがですか。

○山本(拓)副大臣 切り捨てというよりも、皆さんが一応考えていたら、御案内のとおり、今、基準はございますが、それは地域民の実情に合わせた対応をさせていただいておりますし、今現在、二百八十五万農家をそのままにしておくというわけにはいきませんので、また、地主的には一千万人の地主が全国的におりますので、それをできるだけ集約化して、一義的にこれを集中的にやっていた、だいているというわけでございます。

○福田(昭)委員 私は、この品目横断的経営安定対策の中で、政府が進めております、認定農家を中心とする担い手、これは四ヘクタール以上、あるいは北海道では十ヘクタール以上という面積で

区切ってやつておりますが、それともう一つ、集落営農組織とありますけれども、法人化を進めているのはこの集落営農組織なんですね。付といふ形での、裁量権が一步前進したぎりぎりの線でありますけれども、そこからスタートするのが一番現実的であるというふうに理解いたしております。

○福田(昭)委員 それでは、五つ目に入りたいと思います。

品目横断的経営安定対策の導入と農山漁村の活性化についてであります。この品目横断的経営安定対策の導入は、農山漁村の活性化にどのように資するのか、寄与するのか、お伺いをしてみたいと思います。

○山本(拓)副大臣 御案内のとおり、品目横断的経営安定対策というのは、いわゆる認定農業者あるいは集落営農というふうにして、地域の農業のいわゆるプロを育していくことなどございまして。やはり、そういう人たちがまた経営体になりますので、その地域の農地を中心とした営業戦略というか産業政策を立てていただくという、その人づくりという面が一番大きな波及効果だと思っております。

○福田(昭)委員 この品目横断的経営安定対策については、小規模農家、兼業農家切り捨てだ、この意見がありますが、いかがですか。

○山本(拓)副大臣 切り捨てというよりも、皆さんが一応考えていたら、御案内のとおり、今、基準はございますが、それは地域民の実情に合わせた対応をさせていただいておりますし、今現在、二百八十五万農家をそのままにしておくというわけにはいきませんので、また、地主的には一千万人の地主が全国的におりますので、それをできるだけ集約化して、一義的にこれを集中的にやっていた、だいているというわけでございます。

○福田(昭)委員 私は、この品目横断的経営安定対策の中で、政府が進めております、認定農家を中心とする担い手、これは四ヘクタール以上、あるいは北海道では十ヘクタール以上という面積で

私は、法人化を進めるのはこの集落営農組織であります。そこで、集落営農組織については、私も農協の職員なんかと話をしますと、言いますよ。政府は何で今ごろになつて、共産国でもやめちゃつたようなコルホーズ、ソホーズ、人民公社みたいなことをこれからやろうというんだろう、わからないと農協の職員でさえ言いますよ。

じゃなくて、認定農家を中心とした法人組織をつくる。これを進めるこによって、私は、すばらしい扱い手が育つてくらうと思うんです。いかがですか。

○山本(拓)副大臣 先生の御地元の何で集落を進めるという疑問の方には、まだ御説明が行き届いていないと思いますので、こちらからまた担当者が派出向いて、ポンチ絵を持ってしつかり説明に行かせていただきたいと思います。

ただ、御案内のとおり、認定農業者の法人化を進めることで、我々も賛成をいたしております。そして、ただ、これはあくまでも農業者自身が判断されることでございますので、そういう中で、我々としては積極的に、農業経営の法人化を進めることでございます。ところでもござりますし、認定農業者に占める法人の割合も、今四・七%が法人になっておりますけれども、それをさらに法人化になつた方がやりやすいというかメリットがあると理解してもらえるようないい指導もいたしております。

○福田(昭)委員 農水省の資料によると、これまで平成十七年ですから、ちょっと古いのかもしれないですね、二百万。そのうち家族経営が百九十七万、法人化している経営体が一万九千、それから、法人化していないのが百九十八万経営体といふんです。名前は、農水省もこれは経営体と呼んでいます。

それで、今回の法改正というか一連の改正で、農業経営を産業政策という形で位置づけておりまして、そういう意味からして、要するに、関連して経営体ということで法人化を進めるということは大変重要なことだとと思っておりまして、そのような形で考えております。

○福田(昭)委員 ですから、国が進めているのは重点の置き方が違う。集落営農を法人化するんじゃなくて、認定農業者の方をどんどん法人化を進めいく、やはりこういうことをやらないとダメだ。

そうでないと、例えば、きのうも私申し上げましたが、農山漁村の活性化の中で大事なのは、やはり農業の六次産業化ですよ、六次産業化。ということは、やはり一つの企業体として、認定農業者を中心になつて、そういうことが大事だと思うんです。

私は、ほかの産業から参入するということでも大事かもしれない。けれども、それよりも前に、しっかりと農業を取り組んだ人たちが、しっかりと農業組織をつくって、法人組織をつくつてやつていく、そういう体制をつくることが大事だ、こう思っています。

○西川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○西川委員長 これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西川委員長 起立総員。よつて、本案は原案とおり可決すべきものと決しました。

○西川委員長 これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西川委員長 起立総員。よつて、本案は原案とおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

私は、ほかの産業から参入するということでも大事かもしれない。けれども、それよりも前に、しっかりと農業組織をつくつて、法人組織をつくつてやつていく、そういう体制をつくることが大事だ、こう思っていますので、ぜひお願いをしたいなと思っています。

残念ながら、時間が来てしまつたので六つ目が質問できませんけれども、農山漁村の活性化を図るには、国が言っているとおり、地域みずからが

○西川委員長 次に、内閣提出、漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題いたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣松岡利勝君。







平成十九年四月六日印刷

平成十九年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A